

(お知らせ)

福島第一原子力発電所1号機における運転上の制限の  
逸脱ならびに復帰について

平成18年8月11日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

当所1号機(沸騰水型、定格出力46万キロワット)は、定格出力にて運転中ですが、平成18年8月11日午前11時頃、原子炉建屋1階において、当社社員および協力企業作業員が同建屋北側の二重扉<sup>\*1</sup>を操作したところ、2つの扉が一時的に両方開く事象が発生したため、ただちに当該扉を閉めたとの連絡が、午前11時7分頃、中央操作室にありました。

その後、当社社員から当該扉が確実に閉まっているとの連絡を受けた当直長は、午前11時12分、保安規定に定める「運転上の制限」<sup>\*2</sup>からの逸脱を宣言するとともに、即時に状況が解消されていることから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

今後、原因調査を行います。

なお、二重扉は一時的に両方開いたものの、ただちに閉めたため原子炉建屋の負圧に変化はなかったものと考えております。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以上

\*1：二重扉

原子炉建屋は事故時に放射性物質を閉じ込める機能を有しており、このため同建屋内を常時負圧に維持する設計としています。出入口は原子炉建屋の負圧を維持するために二重に扉を設置しており、同時に2つの扉が開かない設計となっています。

\*2：運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。

原子炉建屋の二重扉については、少なくとも1つが閉鎖状態にあることが要求されており、運転上の制限を満足しない場合には、原子炉建屋の負圧を保つための措置を講じることが要求されています。